

説明会での主な質問と回答について

立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線 測量説明会

【説明会について】

- Q 1 環境影響評価の手続きが完了した後、測量説明会を行うべきではないか。
- A 1 今回の測量は、地形、建物等を現地で測定し、計画道路との位置関係を把握するものです。これまでも計画道路との正確な位置関係を早く知りたいというお問い合わせをいただいております、この御要望にお応えするためにも測量を行うこととし、説明会を開催したものです。
- Q 2 市報に掲載するなど、広く周知すべきではないか。
- A 2 今回測量する範囲は、計画線内及びその外側から概ね30メートルの範囲に限定されており、そこにお住まいの方や土地を所有されている方を対象に、お知らせを配布しています。

【現況測量について】

- Q 1 測量に反対した場合、ペナルティや土地所有者の不利益になるようなことはあるか。
- A 1 測量に協力しなかった場合どうかということについては、特段ありませんが、計画線と土地や建物との正確な位置関係を早くお知りになりたい方もいらっしゃるため、ご協力をいただきたいと思います。
- Q 2 現況測量の段階で権利者調査を行う理由は何か。
- A 2 不在地主の方もいらっしゃるため、事前にお調べし、説明会の開催について漏れが無いようにお知らせしています。

【事業・道路計画について】

Q 1 50年以上前の計画を今実施する理由は何か。

A 1 都市計画道路については、都市計画決定以降の社会経済状況の変化を踏まえ、概ね10年ごとに、過去4回に渡り事業化計画を策定し、その中で、都市計画道路の必要性の検証を行った上で、優先的に整備すべき路線を定めています。本路線についても、平成28年に策定した第四次事業化計画で、同様の検証を行い選定しています。立川通りをはじめとする周辺道路の渋滞緩和や地域の防災性の向上は、喫緊の課題であり、本路線の整備を着実に進めていく必要があります。

Q 2 今後の進め方について聞きたい。

A 2 今回の測量説明会から約1年後、都市計画変更と環境影響評価の手続きが完了した後に、事業概要及び用地測量説明会を開催します。その後、用地測量を実施し、約2年後に事業認可を取得し、用地説明会を開催します。

Q 3 道路整備により地域が分断され、地域のコミュニティも失われる。このような計画道路は不要ではないか。

A 3 本事業を進める中で、地権者の方の大切な土地をお譲りいただいたり、建物等を事業区域外に移転していただくことにより、近隣の方々と離ればなれになってしまうなどのご心配があるかと思えます。このため、用地取得の段階で生活再建等も含めた個々のご事情をお伺いさせていただきます。今後とも道路整備の必要性をご理解いただき、用地取得等にご協力いただけるように努めてまいります。

Q 4 交通渋滞を解消するなら、現在の立川通り等を拡幅すれば良いのではないか。

A 4 交通渋滞の大きな要因は、様々な方向からの交通が立川通りに集中するためであり、抜本的な対策なしに、現在の交通の状況は改善できないと考えています。このため、立川通りとは別にJR中央本線と交差するルートを整備することで、交通を分散させることが必要不可欠です。

- Q 5 防災性の向上を整備目的とするなら、まずは、徒歩による避難路となる生活道路から対策すべきである。
- A 5 本路線周辺では幅員 8メートル未満の道路しかない地域が多く、阪神・淡路大震災の事例から、通行止めとなる危険性があります。このため、人が避難所等へ避難するために、道路の狭いエリアを解消していく必要があります。また、車については、物資の輸送のみならず、救助・救援活動のために、消防車や救急車が災害時にも通行できるルートを整備することが重要です。このことから、本路線の整備は災害時にも役に立ちます。
- Q 6 防災上、幅員が 8メートル以上あれば良いのなら、幅員 28メートルの道路は不要である。
- A 6 防災面とあわせて、自動車交通の円滑化や歩行者、自転車の安全性を確保するという目的もあり、車道は 4車線、その両側に歩道、植樹帯及び自転車走行空間から構成される幅員 28メートルの道路としています。
- Q 7 計画道路の整備により交通量が増加し、丁字路で交差する都道 145号は渋滞し危険性が増すのではないかと。
- A 7 立川市と国立市が JR 中央本線北側の東西方向の都市計画道路を同時期に整備することで、ある程度、車が分散するものと考えられますが、この丁字路では、一定程度の車が集中することが懸念されます。今後、都道 145号との交差点における交通処理や安全対策について、交通管理者等と調整していきます。
- Q 8 計画道路が整備されると、ねぶた祭りが開催できなくなる。道路をつくる前から祭りのことを考えてほしい。
- A 8 ねぶた祭りが毎年開催され、地域にも愛されているイベントであると聞いております。開催時期と工事時期の調整等、できる限り支障のないよう対応してまいります。

【環境について】

Q 1 環境影響評価は、WHOの基準を採用するなど、改めてやり直すべきである。

A 1 騒音や大気汚染等への影響については、指針に基づき、適切に予測評価を行っており、遮音壁、低騒音舗装などの環境保全措置を講じることで、環境基準を満足することを確認しています。この環境基準は、環境基本法第16条で、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と定められたものです。

【用地補償について】

Q 1 用地補償の内容を聞きたい。

A 1 補償の種類には、大きく分けて2種類あります。1つが土地の売買代金、もう一つが物件移転補償金です。物件移転補償金の補償項目には、建物や工作物、立木等の移転に関する費用や、動産移転補償、移転雑費等があります。

Q 2 残地の補償はどのようなものか。

A 2 都市計画線内の土地を取得させていただくため、原則、残った土地を取得することはできません。残った土地について、価格の低下や利用価値の減少等の損失が生じるときには、その損失分を補償させていただきます。こちらについては、個々によってケースが異なるので、用地取得の段階で個別にご相談下さい。

Q 3 都市計画線内に生産緑地の農地があり、農地の面積が減ってしまう。特定生産緑地制度の指定等、関係機関が連携して対応してほしい。

A 3 生産緑地制度が生産緑地法の決定告示から30年で一旦切れ、特定生産緑地制度に移行することとなっています。説明等が複雑になってしまうため、関係市と調整を図りながら個別にご相談させていただければと考えています。

【その他 主な意見等について】

- ・ 少子高齢化、人口減少、車離れの時代を迎えているのだから、この事業を進める理由がない。
- ・ 環境影響評価を行い、車が通行しても住民に影響はないというが、住民の生活調査は行っていない。住民の生活も含めた全体の実態調査をすべき。
- ・ 行政は地域のコミュニティを促すが、自治会館も無くなるし、生活環境も奪われる。
- ・ 補償金をもらっても、平和な生活は戻らない。今の生活を保ちたい。
- ・ 道路整備により、JR中央本線の北側は便利になるが、羽衣町は、町を二つに分断しコミュニティも破壊される。
- ・ 交通安全対策として、生活道路の整備は必要。自衛隊や中学校脇の道路が危険なら、そこから用地を取得して整備すべき。
- ・ 道路をつくる費用で建物の耐震化や不燃化の助成をした方が、効果があるのではないか。

以上